

徳島県アンサンブルコンテスト中学校の部予選実施規定

(総 則)

- 第1条 このコンテストは、徳島県内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、合わせて徳島県アンサンブルコンテストの中学校の部予選も兼ねるものとする。
- 第2条 徳島県アンサンブルコンテスト中学校の部予選は、この連盟に加盟している中学校の団体内で結成されたチームが参加して、毎年12月に実施する。
- 第3条 実施会場・日時は、その年ごとに理事会でこれを定める。
- 第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本アンサンブルコンテスト実施規定、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会実施規定、徳島県アンサンブルコンテスト実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

(実施部門および人員)

- 第5条 実施部門は中学校の部門とする。
- 第6条 各チームの編成は3名以上8名までとする。

(資格)

- 第7条 部門の参加資格は、同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)
- 第8条 同一奏者が2つ以上のチームに出場することは認めない。
- 第9条 参加チームの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

(演奏・審査)

- 第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。但し、コントラバスのみによる編成は認めない。
- 2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
 - 3 独立した指揮者は認めない。
 - 4 参加チームは全パートが記載されたスコアを提出する。
- 第11条 出場グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。
- 2 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンテストに出場することは認めない。
- 第12条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第13条 出演順序は第二事業部会が決定する。ただし部門順序はその年度の理事会において決定する。
- 第14条 このコンテストの審査員は事務局長・第二事業部長より候補者を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。
- 2 審査員の数は原則として5名とする。
 - 3 審査方法は、理事会の定める徳島県アンサンブルコンテスト中学校の部予選審査内規による。
- 第15条 表彰は一定の技術力・表現力を満たしているチームには金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(徳島県アンサンブルコンテストへの選出)

- 第16条 徳島県アンサンブルコンテストへの出場団体数は、70チーム以内とする。ただし、参加団体の少ないときは、第二事業部会で検討する。
- 第17条 徳島県アンサンブルコンテストへの選出は次のとおりとする。
- (1) 理事長は演奏審査の結果、金賞に代表権を与える。
- 第18条 このコンテスト実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(参加分担金)

- 第19条 1チームの参加分担金は毎年事業部で決定する。

(その他)

- 第20条 本体会の役員は原則として次のとおりとする。
- | | | |
|-------|-------|-------------------|
| 大会長 | …………… | 理事長 |
| 副大会長 | …………… | 朝日新聞社 |
| 運営委員長 | …………… | 事務局長 |
| 実行委員長 | …………… | 第二事業部長 |
| 実行委員 | …………… | 第二事業部運営委員、出演団体代表者 |
- 第21条 徳島県アンサンブルコンテスト中学校の部予選役員は、その年度毎に第二事業部会で決定し、理事長が委嘱する。
- 第22条 実行委員長は、大会長および運営委員長と連携を密にして実行委員会を運営する。
- 第23条 このコンテストの運営経費は、次によってまかなわれる。
- (1) 参加分担金 …… 参加チームより

(2) そ の 他 …… 広告料, 撮影, 録画, 録音権料など

第24条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為, ならびに著作権法上問題になる行為 (写真撮影, 録音・録画) はこれを禁止する。ただし, 本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第25条 コンテストに出場しようとする団体は, この連盟の定められた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第26条 その他徳島県アンサンブルコンテスト中学校の部予選開催上の細目については実行委員会において定める。

第27条 この規定は全日本アンサンブルコンテスト規定, 全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会規定, 徳島県アンサンブルコンテスト規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

第28条 全国大会に3年連続出場した団体は, 次年度の本大会に出場することができない。ただし, 招待団体として特別演奏をすることができる。

平成23年8月26日 制定
平成25年4月20日 第19条改定
平成29年4月15日 第14条改定
平成30年4月21日 第8条改定